

環境影響評価書案

—第2関戸橋(仮称)関連道路建設事業—

昭和60年10月

東 京 都

1. 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一
 東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.2 対象事業の名称

第2関戸橋（仮称）関連道路建設事業
 [対象事業の種類：道路の新設]

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都多摩市和田地内の大栗川宝蔵橋付近を起点に、府中市四谷四丁目地内の市道四谷通りを終点とする表 1.3-1に示す都市計画道路を延長約 1.9kmにわたり新設並びに一部改築するものである。

表 1.3-1 対象事業に係る都市計画道路名

種類	都市計画道路名
一部改築	多摩都市計画道路 1等大路第 3類第 1号稲城多摩線 （以下、多摩 1.3.1号線という。）
新設	日野都市計画道路 1等大路第 3類第 4号百草府中線 （以下、日野 1.3.4号線という。）
	府中市都市計画道路 1等大路第 3類第 3号四谷国立線 （以下、府中 1.3.3号線という。）

当該道路は、道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復 4車線、設計速度60 km/時）を有し、一ノ宮交差点及び京王線を本線掘割式の連続する立体交差とし、多摩川を延長約440mの橋梁により渡るものである。

事業工程は表 1.3-2に示すとおりであり、供用開始を昭和69年度に予定している。

表 1.3-2 事業工程表

工事内容 \ 年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
用地取得	■	■	■	■			
橋梁架設工事				■	■	■	■
道路立体化工事				■	■	■	■
一般街築工事						■	■

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、本計画線の周辺地域の概況を把握することによ
選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環
境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1.4-1
示すとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論（その1）

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大 気 汚 染	工事の完了後、計画線の利用交通に伴う影響は、一酸化炭素、二酸化窒素 及び二酸化硫黄ともに環境基準に相当する年平均値を下回るため、環境への影 響は少ないと考える。
2. 騒 音	工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める勧告基準を下回るが 環境への影響は少ないと考えられるが、さらに低騒音型建設機械等を積極的 導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は、一部の地域において環境基準を上回るが 沿道利用との調和を考慮し、周辺地域の環境保全に努める。
3. 振 動	工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める勧告基準を下回るが 環境への影響は少ないと考えられるが、さらに低振動型建設機械を積極的 導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、法に定める要請基準を下回るため、環 境への影響は少ないと考える。
4. 日 照 阻 害	計画線により新たに生じる日陰時間は、「公共施設の設置に起因する日 より生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日陰時間を下回るため 環境への影響は少ないと考える。
5. 電 波 障 害	一部の地域で遠へい障害の発生することが予測されるが、この影響につ きは、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損 害等に係る費用負担について」に基づく共同受信システムなどの対策により 軽減することができる。と考える。
6. 陸 上 植 物	計画線区域内のうち堤内地は、現在、約68%が人為的無植生地であり、 他の堤内地及び堤外地の多摩川は人為的影響を受けた自然性の低い代償植 生をほとんどを占め、しかも周辺域に広く分布している。また、計画線及びその 周辺には、天然記念物や学術的に重要と考えられる種及びその植生域は存在し ないため、陸上植物への影響は少ないと考える。
7. 陸 上 動 物	工事の実施に伴い動物（鳥類、昆虫類）の生息基盤は若干減少するが、 多様な生息基盤が計画線の周辺域に広く分布しているため、生息基盤の確保は 比較的容易であり、また、計画線及びその周辺には、天然記念物や学術的に重 要と考えられる種及びその生息域は存在しないため、陸上動物への影響は少ない と考える。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論(その2)

予割・評価項目	評 価 の 結 論
8. 水生生物	多摩川橋梁の基礎工事による影響は築島内に限定され、その影響が周辺水域に及ぶおそれはなく、築島工事に伴って発生する濁水は、極めて一時的であり、かつ微量なものであるため、水生生物への影響は少ないと考える。
9. 史跡・文化財	埋蔵文化財にかかる地域があるが、この取り扱いについては関係諸機関と充分協議し、文化財保護法の規定に従って記録保存等に努めるため、史跡・文化財への影響は少ないと考える。
10. 景 観	多摩川を中心とする周辺景観に融和するように、橋梁型式及び色彩に配慮するほか、植栽可能な部分には極力緑化対策を施すため、地域景観並びに代表的な眺望地点からの眺望に与える影響は少ないと考える。

2.2 事業の内容

2.2.1 計画線の位置

本計画線の事業予定位置は、図 2.2-1 に示すとおり、東京都多摩市和田地内の大栗川宝蔵権付近を起点に、府中市四谷四丁目地内の市道四谷通りを終点とする延長約 1.9km の区間で概ね南北を軸としており、多摩市、日野市及び府中市の市境付近に位置している。

図 2.2-1 計画線の事業予定位置



